

審査に関する項目

1 提供する項目

氏名 住所 生年月日 性別

2 提供期間

平成23年4月1日から1年間（以後1年ごとに更新）

3 提供の目的

民生委員の活動として、地域住民の見守りがあるが、全世帯を回ることは不可能である。情報提供することにより、単身の高齢者、高齢者のみ世帯の安否を効率的に行なうことができ、要援護者台帳への登録も促進することができる。

4 提供方法

65歳以上の方の氏名、住所、生年月日、性別を町ごとに情報一覧表にして、担当する町の民生委員に紙ベースで提供する。

5 提供を受けた者（民生委員）の情報の利用方法

各地区担当の民生委員が、情報一覧表に記載されている対象者宅を訪問し、同意を得られたら、要援護者台帳に必要事項を聞き取りにより記載する。

6 提供を受けた者（民生委員）の情報の保管方法等

受理した情報一覧表を担当の民生委員が自宅の鍵のかかる金庫等に保管する。訪問時には、持参して対象者宅を訪問し、終了後、金庫等に保管する。

7 利用済み情報の管理

年度末に情報一覧表を市が回収し、溶解処理をする。

8 誓約書

別紙のとおり

9 民生委員の身分

特別職の非常勤の地方公務員

民生委員法第15条において、守秘義務が規定されている。

(第15条)

民生委員は、その職務を遂行するに当っては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱いをすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

1.0 情報一覧表の作成方法

住民情報システムより、対象者を抽出し、町別の一覧表にして印刷する。

1.1 他市の状況（阪神9市高齢者福祉行政主管課長会より）

(尼崎市)

民生委員の日々の活動の参考として、65歳以上の単身世帯の住所、氏名等の個人情報（住民基本台帳データ）を、市内6法定民協事務局を通じて提供。

民生委員には、守秘義務（民生委員法第15条）があることから、情報提供している。

(西宮市)

65歳以上の高齢者実態把握調査にあたり、民生委員に担当区域単位で対象者のデータ（氏名・年齢・住所・性別・生年月日の5項目）を記載した高齢者リストを提供。

高齢者の情報提供にあたり、西宮市個人情報保護審査会で情報提供の可否について審議、民生委員の情報提供は民生委員法上、守秘義務が規定されており、情報提供が可能と判断とのこと。

(伊丹市)

個人情報を提供していない。個別の訪問調査をお願いしている。

(宝塚市)

住民基本台帳による、65歳以上の独居高齢者、高齢者のみ世帯の「住所」「名前」「生年月日」を提供。

高齢者に対する適切な支援や福祉サービスの提供、自然災害発生時の安否確認やスムーズな避難・救援活動等を行い、住民の安全と安心を確保するため、宝塚市個人情報保護・情報公開審議会への諮問・答申を経て、平成19年度から民生委員に個人情報の秘密保持等の誓約書を交わして配布。

(川西市)

個人情報を提供していない。

(三田市)

年1回、見守り等が必要な高齢者を把握するため、要援護高齢者調査を実

施。その際、民生委員と委託契約を締結し、調査の期間中、担当地区の住民の個人情報（65歳以上の人の住所・氏名・年齢・生年月日・性別）を提供。

(篠山市)

個人情報は、世帯表作成のため世帯状況について提供している。市に申請いただき、期限に原本を返却。

(丹波市)

個人情報を提供していないので、個別の訪問活動をお願いしている。

情報一覽表

町名	住所	氏名	生年月日	性別
朝日ヶ丘町	1番1号-101	芦屋 太郎	昭和 年 月 日	男
朝日ヶ丘町	1番1号-102	芦屋 花子	昭和 年 月 日	女

誓 約 書

平成 年 月 日

芦 屋 市 長 様

依頼者 住 所 芦屋市
団体名
又は氏名

平成 年 月 日に提供を受けた個人情報については、個人情報の重要性を認識し、その取扱いに関して、個人の権利利益を不当に侵害することがないように下記の事項を遵守し、使用することを誓約いたします。

記

- 一 個人情報については、厳重に保管し、目的以外の使用はいたしません。
- 一 個人情報の内容については、一切漏洩いたしません。
- 一 複写及び貸出しは、行ないません。
- 一 市長から返却の要請があった場合は、直ちに返却いたします。

以 上